

第六次国有林野施業実施計画書

第一次変更計画 (香川森林計画区)

計画期間
自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

[変更年月 令和4年3月]

四国森林管理局

第六次国有林野施業実施計画（香川森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号)第 14 条第 2 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

① 森林共同施業団地の協定面積等の変更

【変更する項目】

- 8 その他必要な事項
- (3) 森林共同施業団地

※本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

(3) 森林共同施業団地

名称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業 の内容	備考
東かがわ市・阿波市地域の森林整備推進に関する協定	民	森林農地整備センター 徳島水源林整備事務所 契約地 <u>千足東かがわ市有林</u>	<u>122.56</u>	間伐 作業道開設等	
	国	清水・千足国有林	<u>227.57</u>	<u>除伐</u>	
まんのう町・三好市・東みよし町地域の森林整備推進に関する協定	民	森林農地整備センター 徳島水源林整備事務所 契約地	<u>199.22</u>	間伐 作業道開設等	
	国	<u>柞ノ新林・柞多尾国有林</u>	<u>572.63</u>	<u>主伐</u> 間伐 作業道開設等	